

平成24年3月8日峰町議会定例会会議録（第2日）

平成24年3月13日（火曜日）

議事日程第2号

平成24年3月13日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（14人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
7番 皆川鉄也	8番 福司憲友	9番 山本優人
10番 佐藤克實	11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦
13番 芦崎達美	14番 須藤正人	

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
会計課長	岡田辰雄	企画財政課長	武田武
町民生活課長	金平公明	福祉保健課長	佐々木充
管財課長	伊勢均	税務課長	小林孝一
教育次長	辻正英	生涯学習課長	米森博孝
産業振興課長	須藤徳雄	農林振興課長	松森尚文
建設課長	田村博	幼児保育課長	加賀谷敏一
農業委員会事務局長	小林慶範	学校給食センター所長	木村学

議会事務局職員出席者

議会事務局長	嶋津宣美	書記	船山厚子
--------	------	----	------

午前10時00分 開 議

○議長（須藤正人君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、10番佐藤克實君、11番阿部栄悦君、12番鈴木一彦君の3名を指名します。

これより一般質問を始めますが、今回から、先ほど事務局長からお話があったように55分の時間となりました。そして、町長に反問権を与えております。活発な議論を期待いたしております。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） おはようございます。傍聴の皆さん、ご苦労さまです。トップバッターとして、私からは2点について町長にお尋ねいたします。

はじめに、八峰町営歯科診療所業務委託契約についてお尋ねいたします。

この契約は平成10年4月1日に医療法人能代歯科医療会と、歯科診療業務を行うことを前提として締結されたものであります。これは八峰町設置条例の第5条及び第5条の2に照らし合わせても、しかりであります。しかし平成20年9月21日、医師不在によって休診に至っております。そこで、町長にお尋ねいたします。

設置条例に照らし合わせれば、歯科診療業務が行えなくなった時点で契約解除がなされるべきではなかったのか。

2つ目として、業務委託契約第1条で、能代歯科医療会は八峰町営診療所設置条例及び運営規則を遵守することにより受託するとなっておりますが、遵守されないまま毎年更新されてきたのはなぜなのか。

3つ目として、契約更新はどのような方法でなされているのか。例えば、文書だとか口頭だとか面談で顔を合わせて行われるのか、郵送によるのかなど、どのような方法でなされているのかということです。

4つ目として、診療所が休診されてから二度しか相手方との協議がなされていないのはなぜなのか。契約更新の都度、相手方と医師の確保等について当然協議がなされるべきではなかったのか。

5つ目として、この3月31日で委託契約終了となりますが、再度更新をなされるのかどうか。

6つ目として、契約解除し新たな委託先を探す考えはないのか、お尋ねいたします。

今のままの状態だと、委託先を探すのにも、また、別の使用方法を検討するにもままたりません。資産価値も年々下がるばかりであります。能代歯科医療会で業務再開の意思がないのであれば、早急、契約解除すべきではないのかと私はこう思います。

2つ目といたしまして、八峰町営診療所医師確保についてお尋ねいたします。

この問題については後ほどまた皆川議員も質問されるようですが、まずは福司議員と議会事務局長のお骨折りによって、秋元先生には平成25年3月末まで在職していただくことになったと報告をいただきました。ひとまずほっとしておりますけども、今後1年かけて新たに医師探しを行わなければならないと思います。

今、秋田県では医師不足で困っております。拠点病院を抱える自治体ではベッド数を減らしたり、それから専門医師がいなくて診療科目を減らしたりしているというのが実情であります。そういう中であって、簡単に医師確保できるとは思いませんので、引き続き秋元先生の慰留に努めることはもちろんですけども、八森診療所のように能代市内の医院へ業務委託をされるというのも一つの方法かと思えます。1年は、あつという間です。明日からでも秋元先生の慰留に努めると同時に、明日からでも医師確保のために行動されるよう望んでおります。

以上、2点についてお尋ねいたします。花粉症でちょっと頭がボーとしてますので、質問内容が混乱しまして申し訳ありませんでした。

○議長（須藤正人君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さん、おはようございます。柴田正高議員のご質問にお答えをいたします。

まず、八峰町営歯科診療所業務委託契約についてお答えをいたします。

1点目の「歯科診療業務が行えなくなった時点で契約解除がなされるべきではなかったのか」についてであります。休診の際、能代歯科医療会から「歯科医師の退職に伴い町営診療所への歯科医師配置が困難になり、歯科医師の確保ができるまで休診したい」と申し出を受け、町としてもやむを得ないと判断したものであり、能代歯科医療会は医師確保に努め、速やかな再開をお願いしております。相手方が診療業務再開に向けた努

力もしないなど誠意のない場合は別として、再開に向け取り組むことをしていることや、これまでの地域の歯科医療機関として町民に尽くされてきたことを考慮すると、業務休止の申し入れがあったことをもって即契約解除すべきではないと判断いたしました。

2点目の「業務委託契約第1条の八峰町営診療所設置条例及び運営規則が遵守されな
いまま毎年契約更新がされているのではないか」についてであります。これまで診療
業務を行ったときは設置条例や規則で定める任務、診療、診療日及び診療時間等の規程
の適用を受け、それを遵守した運営をしてまいりました。しかし、現在町と能代歯科医
療会が合意の上で休止しているものであり、また、保健所などへの休止届の
手続をした上でのものでありますので、業務委託契約第1条に反するよう
なものではないと考えております。

3点目の「契約更新はどのような方法でなされているのか」について
あります。業務委託契約第3条の後段「ただし、契約期間満了2カ月前までに甲又は乙から特段の
申し出がないときは、更に1年間更新できるものとし、以後も同様とする」とな
っており、この規則により更新をしてまいりました。

4点目の「診療所が休診されてから二度しか相手との協議がなされていないのはなぜ
か」についてあります。議員から事前に問い合わせがあり、同席した担当課長が内
容をメモし、日付がはっきりしている2回をお答えしたようですが、これ以外にも保健
所などへ3カ月ごとに提出する休止届の際など随時に意見交換などをして
おります。

なお、契約更新の都度協議されるべきではなかったかとのこと
でございます。意見交換などを踏まえ、状況に変化がないことなどから自動更新として
きましたが、今後は協議などをしてまいりたいと考えて
おります。

5点目の「この3月31日で委託契約終了となるが、再度更新されるのか」について
です。能代歯科医療会とも話をしましたが、医師の確保ができれば診療再開したいとの
ことに変わりはありませんでしたし、また、今すぐ町独自で歯科診療所を再開できる見
通しもないことから、先ほど申し上げた契約更新に関する規程であります業務委託契約
第3条の規程により更新していきたいと考えて
おります。

6点目の「契約解除し、新たな委託先を探す考えはないか」について
あります。能代歯科医療会では医師確保がなされれば業務を再開したいと考えて
います。しかし、地方における歯科医師の確保が厳しい状況であることや、休診が長期にわたっていること
に対して申し訳ないとも話しており、町で診療再開に向けた新たな委託先を探
すことや、

或いは町で医師を確保しながら診療再開をするとした場合は協力しますとしております。このため、診療業務に関する契約を解除し新たな委託先を探すことに支障ないと思いますので、診療再開に向け、様々な検討をしなければならないと考えています。

「能代歯科医療会で業務再開の意思がないのであれば、早急に契約解除すべきではないか」についてであります。歯科診療の再開は医師確保いかんでありますので、先ほども申し上げたとおり、引き続き能代歯科医療会からも努力していただくと同時に町独自にも医師確保に向けた情報収集をしてまいりたいと考えております。

能代歯科医療会からは、どちらにせよ、医師が確保されればその状況に合わせて協力してくれるのご理解もいただいておりますので、契約解除を急ぐより、診療再開に向けた様々な努力を続けてまいりたいと考えております。

次に、八峰町営診療所医師確保についてであります。

まず、秋元先生には定年まで在職していただくことに感謝を申し上げたいと思います。

秋元医師退職後の町営診療所について、新たな医師を確保するのか、またはハタハタの町診療所のように能代市内の医院へ業務委託されるかとのことですが、現在、町営診療所では看護師や運転手等のスタッフなどがそろっていることも考えますと、医師を確保しながら現在のような運営形態にしたいと考えております。

医師確保についてですが、峰浜村史には、旧峰浜村が無医村解消のため当時の村当局や議会の皆さんが様々な尽力をした結果、医師を確保し、今日の町営診療所が設置されたことが掲載されております。

当時とは、交通面、或いは救急医療体制が格段に整備されたといえ、毎年の患者数が延べ1万1,000人を超えるなど、地域医療の拠点として峰浜地区はもとより八峰町として必要な診療所であることは十分承知をしており、そのためにも医師の確保は不可欠なものであります。

議員ご指摘のとおり、県内においては慢性的な医師不足の状況が続いておりますので、医師確保は容易でない状況にあることは承知しておりますが、町の重要課題の一つとして、県や医師会等とも連携を取りながら鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様からも有力な情報がありましたらお寄せくださるよう、特段のご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 3番議員、1問目の八峰町営歯科診療所委託契約についての再質

問ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 町長は今のご答弁で、歯科医療会では医師の確保の目処がつけば診療所を再開したいという意味であるので、そのまま契約を更新するというようなご答弁でございましたけれども、この業務委託契約そのものが、業務を行うという前提で契約されたものであります。業務委託契約の第1条で、八峰町営診療所運営規則を遵守することによって受託すると、こうなっております。それで、この八峰町営診療所設置条例を紐解いてみますと、第5条、診療所は町民に対し、次の診療を行うものとする。つまり診療を行うということをここに明記しております。それで、その（1）として健康診断及び健康相談。（2）として治療の指導及び相談。（3）診療。（4）薬剤もしくは治療材料の投与又は支給。（5）処置、手術その他の治療。それで、その第5条の2で、町長は前条の目的を達成するために必要があると認めた場合は、診療業務の一部又は全部を委託することができると、こう条例にはっきりうたわれております。今の状態では業務を全然行ってないんですね。ですから、本来であればこの業務、医師不在によって業務が停止した時点で、この委託契約というのは解除されるべきだと思うんです。この内容を読みますとですね。それがどういう訳か、今の町長の答弁によれば、医師の確保ができれば再開したいというそういう意向だということでもズルズルと今まで契約の更新がなされてきているということでもあります。

それで、事前に担当課の方にこの質問について問い合わせした時ですね、23年の4月22日に診療所再開等について話し合いを持たれたようでもあります。これは委託されている鈴木歯科で東日本大震災により避難している医師を雇用したという報道がありまして、その報道を見て医師を採用したのであれば診療所を再開する意思はあるかということで話し合いを持たれたものだと思います。その結果は、医師の確保ができたけども再開の意思はないということだと思います。現に1年近くなってもまだ診療所は再開されておられないわけですから。ですから、本当にこの医療会の方で医師を確保して再開するという意思があるのかどうか、私には甚だ疑問であります。

そもそもこの医師が不在となる2年ほど前から、大体、月の診療報酬が300万円が大体こう収益の目処なんだそうでありました。それが医師不在となる2年ほど前から年間の診療費用が3,000万円を下回ったような状態がこう続いておりまして、はっきり言えば赤字状態が続いておったというような状況でありました。あえて、おそらく診療所の医療機器もかなり古くなって、それで今のインプラント治療だとかそういうのにおそらく対

応できないような状況になっているのではないかと思います。仮に再開するとすれば、これはそれなりのまた投資が、これは医療会の方でみんな設置した治療器具でありますので町の方の負担は発生しない訳ですけども、そこまでやって果たして再開するのかどうか、本当に私としては甚だ疑問なんです。そうであれば、これはもう業務委託契約に違反しているものは明らかなんですから、すっぱり契約を解除して、新たに医師を求めらるかどうかが。この町の後期の総合振興計画の中には、休診状態の町営歯科診療所は医師の確保に努めると。具体的にどのように努めるのかまでは書いておりませんが、医師の確保に努めて診療所を再開するという計画のようではありますが、おそらくこれを再開しても採算が合うのかどうか本当に難しいところだろうと思います。町民の数が減っている、それから今の子供たちは虫歯にならないようなフッ素による口腔洗浄だとかそういうものが行われまして、虫歯になりにくいような予防を行っている。そういう状況下で、果たしてこれが採算合うようなベースに持っていけるのかどうか甚だ怪しいものであります。

ならば、むしろ歯科診療所の再開をすっぱりあきらめて、2問目の方とも関連しますが、あそこはもともと医師の住宅として建てられたものであります。それが秋元先生が市内から通うということで、そのままあそこが空き家状態になっていたのが、歯科診療所の方で歯科業務を行いたいということで整備をしまして、この医療法人の方に、能代歯科医療会の方と業務委託契約を結んだものであります。県内でおそらく医師の確保するというのは大変だろうと思います。広くまず県外にも医師の募集を行う際、住宅もこのようにありますよという具合にした方が、町にとってはいいんじゃないのかなと、こういう気もいたします。

長々といろいろこう述べましたけども、このようなことを総合的にアレして町長の答弁をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 3番議員の1問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

まず契約関係は、先ほど申し上げたのが経緯、医師確保できればやりたいというのは、はっきり示されておりました。そしてまた、これまでもこの診療を立ち上げる際ですね、村との話し合いの中で困難を乗り越えながらやってきてもらったという実績もございますので、そういった中ではやはりこれまでの努力も考慮に入れながら考える必要がある

だろうということで、契約上からいけば第9条には甲乙それぞれ話し合うこともありますので、そういった形で当面、医師が確保できるまでは休診届けをしましょうというふうなことにしました。これ、直ちに契約解除して再度またやるとなると、手続上もかなりのまた、新規と同じですので大変なことになります。そういった面も確かにあることはありますけれども、いずれ医療会側でもこれを努力するということでしたので、私もそれをですね信じながらこれまできました。

確かに今2問目のも関連しますけども、医師は歯科医師、普通の医師ともですね、かなり大変な確保には難儀するわけですから、鈴木さんの方でもですね、なかなか今苦労されていると。いろいろ募集はかけているという話ですけども、なかなか集まらないというのが現状です。たまたま、先ほど議員がおっしゃったように去年4月にですね、東日本大震災で歯科診療やれない医師がですね何人か、2人ばかりと聞きましたけども、こちらに来たようでありますけども、あくまでも一時的な話であって、いつ帰るかというのは想定できない状態の中でした。そういうものもありましたけれども、私の方ではできれば見通しが立てばその際また再開もという呼びかけはしたんですけども、残念ながらそういうところまでは至りませんでした。

それから、医療会の方からはですね、設備関係は今再開してもその設備を使ってちゃんとやれるということと、それからもし仮に別の委託先が町の方であると、或いはまた別の医師が確保できるというものであれば、機械の備品の使用等についてはちゃんと便宜を計らいます。だから町の方でそういうものであればそれでも結構ですよという話までされております。それからまた、率直な話、私も撤退に当たって、撤退しなきゃならない経緯状況からいってなかなか大変なのではないかという話も聞きましたけれども、今の体制でやっても間に合わないからやめたということではないので、再開すれば大丈夫ですよという話も伺っております。

そういう状況などがありますので、何はともあれ一番大事なものは医師を確保することが一番大事でございますので、引き続き医療会の方からも努力していただいて、私の方でもそういった医療会の話なども受けながら独自にもいろんな手立てを尽くしてみたいなというふうに思っていますので、どうかひとつご理解をしていただきたいと思います。

それからまた、議員がもうだめだったら別のものに使えばいいんじゃないかという話もされましたけども、町民の、地域の方の話を聞くと、やはりできれば再開してほしいというのが町民の願いだと私は理解しておりますので、今直ちにほかのものに転用して

ということは今の中では考えておりません。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 医療会の方では医師の確保という面では確保できれば再開ということで、今また町長の答弁がありましたけども、それこそ避難している医師2人は雇用された訳ですね、医療会の方に。当然、医師の確保ができたんですから、できたのであれば再開するのが当たり前だと思うんですが、いつ帰るか判らないというような状況だというお話も今されましたけども、当然雇用する際にはいつ頃までおっていただけるのかどうかという話し合いを当然その2名の方とされたと思うんですね。それで、自分の診療やってた土地の状況が落ち着けばとか、放射能の問題がクリアできればというようなお話をなされたんだらうと思うんですけども、当然その段階で1年とか2年とかという話も、3カ月や4カ月で私帰りますというようなことにはならなかったんじゃないかなと思うんですね。そうすると、少なくともその2名の医師がいる間だけでも当然業務再開しなければならなかったんじゃないか。この契約からいけばですね。それともう1点は、医療会の方では車に医療機器を積んで巡回で診療にも当たっております。それこそ、そんなにあそこでどうしても歯科医療業務を行わなければならないというその必要性はおそらく感じてないんじゃないかなと、私は思う訳です。ですから、どういふその考えで医師の確保の目処が立てば業務再開したいということをおっしゃっているのか、ちょっと私は判らないわけですけども、なかなかその……20年から、20年、21、22、23って4年間医師不在で、そのことが不在のまま契約更新をなされているんですね。町の方でも大体見切りをつけて新たに医師を探すとか、医師探す、確保するのは非常に困難というのが今町長のお話でありましたけども、それこそ、いないと頭から困難だと決めつけてかかるのではなく、それこそ何としても必要だということであれば、いろんな方法で確保、医師の確保に当たるということもできるんだらうと思いますので、その点についてのお尋ねをいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

大変失礼しました。先ほど、震災地から来た医師はもうお帰りになりましたので、いつの時点で帰るかはっきりしないので、一時的に私どもに来て、また1カ月ちょっとで帰るなんていうことになりますと、かえって町民に迷惑かけることになりますので、そういう不安定な中では派遣をしたくないというふうな意向もありますので、もう既に

その件についてはないというふうに思っていただけだと思います。

それから、先ほど巡回車の話もちよっとしましたけども、あの巡回車もどこでもですね勝手に電話あったから家に来てくれとかということで、そういう立場での診療はできないシステムになっています。あくまでも一定の病院にまで行けない、そういう要因がある人が対象になりますので、ある程度限定した方の診療と。例えばだから、町内で行けば海光苑であるとか松波苑でどうしても医者まで行けない、そういうところに行ってやるとか、一定程度限定した中での運用ということになっていますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、確かに医師の確保は厳しいという話は、これはみんな承知のとおりでございますけども、いずれこれまで何回かの中ではある程度明るい見通しも出てきた時期もありましたけども、そういう期待を込めて是非頼むという話もしてきましたけども、先ほど申し上げたように向こうの方でも長くなってかなり恐縮していますので、町として新たな委託先を探すとか新たな医師が見つかって独自にやるのであれば、いつでもそれでも結構ですよという話をされていますので、だから両面から、医療会からも努力していただく、そしてまた私らもこれからまた本腰を入れながらですね、後の確保に頑張っていくということで、目処がつけば再開はいつでもできる訳ですので、そういう立場で努力していきたいなと思っていますので、宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） どうしても医師の確保が難しいのであれば、峰浜地域の方に巡回、こう患者さんを乗せる、今、町で行っているようにですね診療所みたいに車を巡回させて、この鈴木歯科さんの方に患者さんを送迎するという方法も一つの方法かと思います。それこそ八森地域にはそのところに診療所が、歯科医院がありますので、峰浜地域の方から患者さんを車で運ぶと、そういうことも考えられると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 八森のですね診療所の方に今の峰浜地区で医療会の方にかかっている人で、そちらの方でもいいという方については、現在も送り迎えをしております。だから、それでもう十分だということであればいいんですけども、ただ、やっぱりいろんな事情があってですね、結構、峰浜地区の方々が能代の方の歯科診療まで通っているという話も聞いておりますので、需要としてはまだあるんだろうと思います。それから

また、町民も近くにあった方がいいということを望んでいると私は思っています。そういう意味では、できるだけ再開できるような立場で努力はしていきたいと思いますが、最終的な判断は皆さん方とも相談しなきゃいけませんけども、どうしてもこれは目処つかないとなれば、先ほど議員がおっしゃったような方向でやるということもですね、これは方法論としてはない訳ではないと思いますけれども、当面はできれば再開をする方向で頑張っていきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。

○3番（柴田正高君） はい。

○議長（須藤正人君） 3番議員、2問目の八峰町営診療所医師確保についての再質問ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 先ほど町長の答弁で、できれば今の形態で峰浜診療所は運営したいというようなお話でございました。そのためにも何としても医師を確保しなければならないわけです。ハタハタの診療所みたいな公設民営という形ではなく、あくまでも今の運営形態ということですので、どうか、これはお願いになりますけども、本当に医師の確保というのは大変だろうと思いますが、早速もう明日と言わず今日からでもその確保を目指して頑張っていきたいと思います。

それと、引き続きましてですね、先ほども言いましたように秋元先生の慰留にまず頑張っていきたいと思います。これについて町長の決意のほどをお願いします。

○議長（須藤正人君） 2問目の3番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

私等はですね、最初、秋元先生にお願いする際には、いずれ定年までというんじゃないんでこの後も引き続きやってほしいという立場でお願いをしました。ただ、その中で誕生日までに辞めてしまうという話もありましたので、いろいろ人を介しながらも、直接的にもいろいろ話をしましたけども、結論的に出されたのは来年、定年までちゃんと働きますよということで、その後についてはなかなか返事は得られない状況であります。ただ、それをある程度また確定しないとですね、そういう中で後に踏み込む訳にいきませんので、私等としてはこれまでの中で話し合われた結論がそうであればそれに沿った形でこの後の対策を進めていかなきゃならないんじゃないかなと思いますので、来年の3月まで向けて全力で後任者のですね確保に向けて頑張っていきたいなというふうに思っ

ております。

○議長（須藤正人君） 3番議員、再質問ありませんか。

○3番（柴田正高君） ありません。

○議長（須藤正人君） これで3番議員の再質問を終わります。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 皆さんおはようございます。通告に基づき、町民サービスのあり方について3点質問します。

日常生活と町民のサービスの関わりについて改めて考えてみました。朝起きてトイレに行き、歯を磨いて顔を洗います。そのためには上下水道のサービスを受けます。通勤や通学するためにバスに乗り、役場や学校に行きます。そのためには道路、地域交通、教育のサービスを受けます。出産すれば母子手帳が交付され、子供が成長していくと検診で小児医療のサービスを受け、親が仕事を持っていれば保育園に入れなければなりません。そうすると子育て支援、福祉、児童サービスを受けます。日々の家庭ごみは行政が回収するし、処理してくれます。それは、ごみ処理のサービスです。年をとれば介護保険を受け、デイサービスやショートステイなど様々なサービスを受ける。ありがたい高齢者福祉のサービスです。このように様々な町民サービス事業は私たちの生活と切っても切れない関係にあり、町民サービスなくして私たちの日々の生活は成り立たなく、だからこそ必要とする人々にきちんと町民サービスが行き届くこと、良質な町民サービスが供給されることは、住民が生活する上で極めて重要な課題であります。

さて、町民ニーズに応えるには質の高い住民サービスを追求し、その実現に向けて取り組まなければなりません。しかし、これを追求すれば、当然、人、時間が必要であり、町民サービスの福祉や介護・生保を手厚くするには町民負担が増えることになる訳ですから、一方的に福祉予算を増やすことは無理があります。ですが、高齢化する当町も行政改革という課題の中で業務の効率化に重点を置いた町政運営に比重を置いて、その財源を捻出せざるを得ないでしょう。

ところが、皆さんに配付しております資料を見てください。民間のNPO法人が試算したデータではありますが、2025年には人口6,100人の場合に職員84人、2035年には人口4,800人となり職員66人となる推計は、現在の職員数130人程度から20年後には半分近くになってしまうということを示しています。半数の職員で町民のサービスに本当に応えられるのか心配します。職員数の減少に至っても、町民が頼れる質の高い窓口サービスのあり

方を求めるには、一部業務を外注などして、職員が余裕を持って町民対応できる環境づくりをすることが必要と考えます。今後の町民サービスのあり方をどう考えているのか、町長の見解を伺います。

2点目として、町民の担い手についてお伺いします。

町民サービスの要求は今後ますます増大していくものと思われませんが、しかし、その全てを役場が担うということは人的に見ても、また、予算の面でも実質的に不可能だと思うのです。故に、町民と行政との協働のまちづくりが必要となってくる訳ですが、その町民サービスを誰が担うのか問題となります。現在のまま役場が担うのか、自治会など地域組織が行うのか、社協など団体が肩代わりするのか、それとも民間企業などに委ねるのか、課題となってくるでしょう。今後多様化する町民サービスの業務は、役場職員でなければできない仕事についてはそれを確実にを行うために民間にできることは民間に委ね、町民サービスの事務量を削減するということが必要であると考えます。そうすることによって初めて人的にも予算面でもゆとりが生まれ、必要新たな複雑化・多様化する町民の行政サービスを役場が提供することが可能となると思うのです。今後も財政健全化のもとに効率的な運営を担うものは職員だけで運営していくのか、町長の見解を伺います。

3点目は、町としても行政サービス改革プログラムのもとに様々な事務事業を業務委託しているものだと思いますが、今後、予算減少が続くことに応じた財政運営を行うには、役場業務の点検を行い、今までやっていたことを続けることを前提とせず、事業の必要性を改めて検証し、町民が何を必要としているのかを前提に、限られた行政経営資源をいかに有効に活用できるかを念頭に置いた更なる町民サービス改革プログラムの推進検討する考えはないか、見解を伺います。

以上、3点についてご答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 山本議員のご質問にお答えします。

3点に分けて質問されましたけども、相互に関連ありますので一括した形で答弁をしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、社会情勢の変化に伴って町民の行政に対する要望は年々多様化しており、また複雑化・高度化しております。

これに伴い、町の事務・事業も増加し、また、町民サービスも多種多様となっております。更に、地方分権推進による国や県からの権限移譲事務も増えており、これらにかかる経費も増加することになります。

一方、国内経済は非常に厳しい状況が続いており、地方財政を取り巻く状況も同様に厳しく、町の自主財源の伸びは期待できないところであります。また、地方交付税についても、合併による算定の特例分が平成27年度から段階的に引き下げられることになっており、いずれ特例分は廃止になります。

このように厳しい財政状況の中で、多様化する住民ニーズに応え、質の高いサービスを維持していくため、行政改革大綱や集中改革プランにより経費節減に努めてきたところであります。

中でも職員の定員管理については、平成18年度に147名であった職員数を、平成28年度までに41名削減し、106名とすることにしており、事務量は増えるが職員数は減少するというので、事務事業の整理を行い、機構改革により組織の合理化を図り、また、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できるよう職員研修も実施して、住民サービス向上に努めております。

また、県との協働による事務の推進、或いは広域的に事務に取り組んだり、そのほかできるものについては民間委託も実施して住民サービスに努めております。

民間委託については、ご承知のとおり、町で維持管理や運営を行っていた町所有の施設を指定管理者に委託したり、町有バスの運転をシルバー人材センターへ委託したり、ごみ収集運搬業務の委託、庁内情報システム構築・保守の委託、ワンストップサービスの実施などがあり、また、社会福祉協議会とも連携をしながら福祉サービスにも努めているところであります。

少子高齢化の進展により人口減少に歯止めがかからない状況で、当町の人口も相当減少するものと予想されます。人口減少に伴い、平成29年度以降の職員数についても今後検討を要すると考えております。

できる限り住民ニーズに応えていきたいとは思っておりますが、全てに応えることは困難でありますから、自助・共助・公助のあり方を住民と協働で考え、取捨選択しながら、必要なサービスのあり方を見極め実施してまいります。

また、町民へのサービス業務は職員だけで運営していくのかということですが、今申し上げましたとおり一部については既に民間委託を実施しております。職員でなければ

できないものはこれまでどおり職員が行うこととしますが、住民サービスの向上に繋が
り、コスト面や安全性の問題、個人情報など情報管理の面など考慮しなければならない
部分をクリアできるものであれば、今後も民間委託できるものは民間に委託して、経費
節減に努めながら住民サービスをしてまいります。

町民サービス改革の推進検討についてですが、申し上げてきましたように社会情勢な
どの変化に伴い、町民のニーズやこれに対するサービスも変わってきていますので、そ
の時々に合わせてサービスが必要になります。従来のサービスに固執することなく、時
代にあった町民の望むサービスを的確に把握して実施してまいりたいと考えております。

平成18年度から平成21年度まで4年間の第一次行政改革大綱や集中改革プラン、また、
22年度から平成25年度までの第2次行政改革大綱の中にも掲げて、いろいろな面から町
民サービスや事務事業の民間委託などを検討してきております。この大綱や各種計画に
基づいて今後も効率的な行財政運営を実施し、住民サービスの向上に努めてまいります
ので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 9番議員、町民サービスのあり方についての再質問ありませんか。

9番山本優人君。

○9番（山本優人君） かなり詳しく説明を受けたので大体判ったんですが、まずはじめ
に今日配付した、皆さんに配付した資料は、これは民間のNPO法人の資料であって、
このとおりなるということではありませんので、その辺はあくまでも推計だということ
であります。ただ、実態としてはこういうふうな状況にはなるだろうということであり
ます。

そういうことから、20年後に職員が半分になる、半分近くになるだろうという予想は
される訳ですが、そうなった場合に、今までどおりの業務をこの人数で、減った半分近
くの人数でやれるということは到底思われない訳です。ところが、それをいつまでも民
間に事務量を委託しないままやれるということは到底不可能だろうと私自身は思う訳で
すけども、そのためにはですね、いろんな外部委託をするためのいろんな取り組みが必
要なんだろうと思う訳です。町民の要望をですね、その外部委託する、いろんな項目に
分けてこういうふうなものは外部委託に当たるかどうかというような、いろんな声を吸
い上げるということも必要なのではないのかなと。そのためには、庁内の抜本的なその
……外注するようなものの検討は当然必要になってくると思いますけども、その辺のと